

S A T 総 第 5 3 号  
2 0 1 6 年 4 月 5 日

加盟団体長 各位

一般財団法人東京スキー連盟  
専務理事 山本 達夫

S A J 会員登録料および競技者登録料等の改定について（通知）

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、本連盟の運営につきましても、格別なるご高配とご支援に対しまして厚く御礼申し上げます。

さて、（公財）全日本スキー連盟（S A J）は、平成27年度第3回理事会において、登録料・公認料等に関する規則の改定を行ない、平成29年度（2016/2017）より適用されます。

つきましては、貴団体所属会員の皆様にご周知いただき、来たる年度の登録手続きがスムーズに進められますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

尚、毎年4月下旬から5月に行っておりますS A J事前競技者登録より、新料金が適用となりますのでご注意ください。

新たに承認され改定となった会員登録料および競技者登録料の主な点は下記の通りです。

敬具

記

1	S A J 会員登録料				
		改正前		改正後	
	一般	2,000円	→	3,000円	
	大学生	2,000円	→	3,000円	
	高校生	500円	→	1,000円	
	中学生	0円	→	0円	(変更なし)
	小学生	0円	→	0円	(変更なし)
2	S A J 競技者登録料				
		改正前		改正後	
	期日前	2,000円	→	3,000円	
	期日後	4,000円	→	6,000円	
3	F I S 競技者登録料				
		改正前		改正後	
	期日前	5,000円	→	5,000円	(変更なし)
	期日後	15,000円	→	15,000円	(変更なし)

以上